

自家用有償旅客運送に係る「工程表」の記述、 国土交通省の検討結果(回答)、地方の意見のポイント

①「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年 3 月 24 日地方分権改革推進本部決定）

「自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。」

②国交省の自己仕分け及び今回の検討結果

(1) 出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）（平成 22 年 10 月地域主権戦略会議に報告）

「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。」

(2) 今回国交省から提出された回答（平成 25 年 5 月）

区分：A—b（個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの）

区分の理由等：

「過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討）」

③地方の意見（第 1 回有識者会議（平成 25 年 4 月 12 日）古川議員提出資料）

「現状と課題：「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要

事例（自治体、民間から特区提案がされているが、却下されているもの）

- ・ コミュニティバスであっても定員 11 人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準を求められる
- ・ 2 点間の近距離観光タクシーでは定額料金を導入できず、観光客の利便性、業界の活性化に支障
- ・ 自家用有償運送の実施主体は、法人格を有する団体に限られ、地域ボランティア組織は実施できない
- ・ 自家用無償運送で受領できる実費に、車両償却費、保険料等が含まれず、維持経費の捻出が困難

「目標：運輸局の事務権限を地方自治体へ移譲し、地域で判断できる裁量を拡大」

自家用有償旅客運送制度の概要

制度の概要

- 有償で旅客を運送するためには、輸送の安全や利用者保護の観点から、原則としてバス・タクシー事業の許可が必要。
- しかしながら、バス・タクシー事業では地域の交通が確保されない場合や身体障害者等の運送サービスが提供されない場合において、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が、自家用車を用いて有償で運送することが可能(平成18年創設)。

自家用有償旅客運送の種類(道路運送法施行規則第51条)

1. 市町村運営有償運送

①交通空白輸送

…市町村が過疎地域等において当該地域の住民に対して行う輸送。

運送の対象：市町村の住民及びその親族、日常の用務を有する者
登録に必要な手続：地域公共交通会議における合意

②市町村福祉輸送

…市町村が身体障害者等の移動制約者に対してドア・ツー・ドアで行う輸送。

運送の対象：市町村の住民のうち身体障害者等の移動制約者で旅客名簿に記載された者
登録に必要な手続：地域公共交通会議における合意

2. 過疎地有償運送

…NPO、一般社団法人・財団法人等が、バス・タクシー等の公共交通機関によって十分な輸送サービスが確保されていない過疎地において行う輸送。

運送の対象：地域内の住民及びその親族その他日常の用務を有する者であって旅客名簿に記載された者
登録に必要な手続：運営協議会における合意

3. 福祉有償運送

…NPO、医療法人、社会福祉法人等が、タクシー等の公共交通機関によって移動制約者に対する十分な輸送サービスが提供されない場合に行う輸送。

運送の対象：身体障害者等の移動制約者で旅客名簿に記載された者
登録に必要な手続：運営協議会における合意

出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙（抜粋）

国土交通省 地方運輸局		見直しの内容
本局等の 内部組織	関係する下部機関	事務・権限
自動車交通 部等	運輸支局	旅客自動車運送事業の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業
		自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。 また、一の都道府県内で完結する自動車道事業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：地方運輸局	No. 1、3、4
事務・権限移譲等検討シート (個票)			
事務・権限名	①総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括 ②旅客自動車運送事業の許認可等 ③自動車運送事業に対する助成		
事務・権限の概要	①関係 【目的】 地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること。 【根拠法令】 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 【主な業務内容】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、地方運輸局において、市町村から地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの必要な助言等。 ②関係 【目的】 輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること。 等 【根拠法令】 ・道路運送法 等 【主な業務内容】 道路運送法等に基づく、自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る許認可等の実施。 ③関係 【主な業務内容】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づき、生活交通が独立採算では確保できない地域の移動手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路に係る路線維持等に対して助成を実施。地方運輸局においては、本事務の申請書類の受付・送付など国土交通本省の補助的事務を実施。 ※国土交通省本省において一元的に交付決定		
予算の状況 (単位:百万円)	【平成 25 年度予算案】 ③関係 30, 578 百万円の内数 ※国土交通本省において一元的に交付決定		

関係職員数	<p>①関係：312人の内数 北海道運輸局：59人の内数、東北運輸局：14人の内数、関東運輸局：109人の内数、北陸信越運輸局：10人の内数、中部運輸局：25人の内数、近畿運輸局：35人の内数、中国運輸局：15人の内数、四国運輸局：19人の内数、九州運輸局：26人の内数 (平成25年4月時点)</p> <p>②関係：283人の内数 北海道運輸局：23人の内数、東北運輸局：25人の内数、関東運輸局：57人の内数、北陸信越運輸局：15人の内数、中部運輸局：36人の内数、近畿運輸局：45人の内数、中国運輸局：32人の内数、四国運輸局：18人の内数、九州運輸局：32人の内数 (平成25年4月時点)</p>
事務量（アウトプット）	<p>①関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときの助言数 地域公共交通総合連携計画の件数（508件（平成24年3月末時点））の内数 <p>②関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運転代行業に係る事務処理件数 20,102件（平成20～23年度の平均） ・自家用有償旅客運送に係る事務処理件数 3,252件（平成20～23年度の平均） ・自動車道事業に係る事務処理件数 32件（平成20～23年度の平均）
地方側の意見	<p><全国知事会意見(平成23年8月30日)「移譲に向けて速やかに着手すべき事務・権限について」(抜粋)> 「速やかに着手するもの」の第一弾として、次の事務について移管に向けた協議を開始すること。 (3) 地方運輸局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い交通体系の構築に関する事務 <p><第1回地方分権改革有識者会議(平成25年4月12日)古川議員提出資料(抜粋)> 「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要。</p>
その他各方面の意見	<p><(公社)日本バス協会 平成25年度政府予算、税制等に関する重点要望事項(平成24年7月)> 平成25年度政府予算における「地域公共交通確保維持改善事業(交通サイバール戦略)等の予算を大幅に増額していただきたい。</p> <p><全国公営交通事業都市議長会 公営交通事業関係予算に関する要望書(平成24年7月)> 地方バス路線を維持するため、地域公共交通の確保・維持・改善について支援する地域公共交通確保維持改善事業の所要額を確保すること。</p>
平成21年工程表における見直しの内容	<p>自家用有償旅客運送及び自動車運転代行業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。 また、一の都道府県内で完結する自動車道事業に関する事務・権限を都道府県に移譲する。</p>

<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>—</p>
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>A-b （自家用有償旅客運送（市町村）に係る権限の移譲）</p> <p>B （地域公共交通に関する制度的枠組みの構築）</p> <p>A-a （自動車運転代行業に係る権限の移譲）</p> <p>A-b （自動車道事業に係る権限の移譲）</p> <p>C （自動車運送事業に関する助成）</p> <p>D （地域公共交通総合連携計画に係る地方運輸局の助言）</p> </div>	<p>（区分の理由等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村に移譲する。（今後具体的な方法等につき検討） ○ また、上記に併せて、住民の移動手段の確保に係る課題の根本的な解決のためには、自家用有償旅客運送のみならず民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現していくことが必要である。地域の交通ネットワークの構築という観点においては、もともと自治体を中心とした地域の主体的な取組が期待されており、一部の自治体では望ましい交通ネットワークを形成しようとしているが、それを実現するための枠組が不十分となっている。このため、地域の交通ネットワークの形成に関する主体的な取組を可能とするよう、自治体、事業者等地域の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築を検討する。 ○ 自動車運転代行業については、都道府県公安委員会が事業者の認定を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けること等とされているが、自動車運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつ総合的に実施できるようにするため、自動車運転代行業に係る地方運輸局の権限については、都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 自動車道事業については、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県内で完結する自動車道事業に係る地方運輸局の権限については、希望する都道府県に移譲する方向で検討する。 ○ 地域公共交通確保維持改善事業における業務については、本省で実施しており、地方運輸局は、本事業の執行に関し、申請者であるバス事業者等の便宜を図るため、申請書類の受付・送付など本省の補助的業務のみを行っているにすぎないことから、引き続き地方運輸局で実施する。 ○ これまでも、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づく地域公共交通総合連携計画の送付を受けた時の地方運輸局の助言については、計画の作成主体である市町村の自主性・独立性が高められるよう、市町村から求めがなければ行わないこととしており、今後も従前どおりとする。

備考	自動車運転代行業、自家用有償旅客運送及び自動車道事業に係る地方公共団体への権限の移譲に際しては、法目的の適切な実現の観点から、当該地方公共団体における執行体制等を考慮しつつ、移譲の具体的な方法等について検討が必要。
----	---

5 地域交通に関する自治体の責務を強化し、移動手段の確保を。

現状と課題

- (1) 運輸局が所管する地域交通は、自治体との関係が希薄。
- (2) 地域によっては、不採算バス路線の撤退など、住民の移動手段の確保が課題。
- (3) 「住民の移動手段を確保する」視点からの地方への権限移譲が必要。

※事例は、自治体・民間から特区提案がされているが、却下されているもの

- 【事例】コミュニティバスであっても定員11人以上の場合には車両に旅客運送業の性能基準を求められる
- 【事例】2点間の近距離観光タクシーでは定額料金を導入できず、観光客の利便性、業界の活性化に支障
- 【事例】自家用有償運送の実施主体は、法人格を有する団体に限られ、地域ボランティア組織は実施できない
- 【事例】自家用無償運送で受領できる実費に、車両償却費、保険料等が含まれず、維持経費の捻出が困難

目標

運輸局の事務権限を地方自治体へ移譲し、地域で判断できる裁量を拡大

効果

- (1) 運輸局の判断から自治体の判断にゆだねることで、現場での課題をスピーディに解決
- (2) 地域における移動手段の確保に向け、バス・タクシー会社、NPOの役割分担（すみわけ）の「ベストミックス」を地域で確立